

公 示 日：2025年4月2日（水）

調達管理番号：25a00115

国 名：ベトナム

担 当 部 署：経済開発部農業農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名：ベトナム国日越農業人材開発協力強化アドバイザー業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：日越農業人材開発協力強化アドバイザー
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2025年5月中旬から2027年5月中旬
- (2) 業務人月：12.5人月
- (3) 業務日数

準備業務	現地業務	整理業務等
5日	150日間 (15日×10回を想定)	145日 (最大15回)

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきま

しては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

#### (5) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）

なお、2027年度の部分払いは想定していません。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2025年4月16日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025年4月25日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	農業分野の人材育成に係る各種アドバイザー業務
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：ベトナム人材の送り出しもしくは受入れを既に実施しているか、または今後予定している民間企業、団体（公益法人は除く）及び個人
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ベトナム政府は、『契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律（法

律 69 / 2020 / QH14 号)』において、契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の専門技術レベルの向上及び、労働者が外国から帰国した後の労働者の能力の発揮とその効果的な活用を奨励するとともに、国際協力を推進する方針を打ち出している。

日越間の農業分野の労働者派遣に関係する制度として、外国人技能実習制度や特定技能制度等があり、日本で農業に就労するベトナム人は多い。一方で、帰国後の就農機会は限定的であり、日本での経験を活かしてベトナムの農業開発・農業振興に従事する人材も限られている。

JICA では 2021 年から 2023 年まで「農業人材開発アドバイザー」をベトナム国立農業大学(VNUA)に派遣し、VNUA における日本への送出機関の設置に貢献した他、日本への派遣前の教育プログラムの立案・実施及び本邦受入団体とベトナム人技能実習生のマッチング等に取り組んできた。本事業は、その後継案件として VNUA と連携しながら技能実習生の本邦受入団体の情報収集を行い、日越間の農業人材還流に係るマッチングを実現する等ベトナムの農業分野において質の高い人材を育成することを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ベトナムにおける農業分野の教育機関として指導的な役割を担う VNUA をカウンターパートとして、農業人材還流推進に係る技術的指導・助言を行う。また、上記ベトナムでの現地業務の他、日本でベトナムからの農業人材受け入れに関心をもつ日本側受入団体について JICA と協議の上で情報収集を行う。期待される成果は以下の通りである。

成果 1：日越間の農業人材還流に係るマッチングが実現する。

成果 2：VNUA の農業人材送り出し機関としての能力が向上する。

VNUA の技能実習候補生への研修は求人票を受けて候補者募集、面接、研修、来日という流れで日本へ送り出している。派遣前研修では、約半年間で日本語教育プログラム(約 24 週間)と農業教育(1-2 週間)を学んでいる。また、特定技能労働者の派遣に向けて、農業技能測定試験と JFT-Basic 日本語基礎テストに対応したプログラム策定が必要である。上記を踏まえ、JICA と協議の上で農業人材の受入団体の情報収集を行い、VNUA と連携してマッチングの促進を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 5 月中旬～2025 年 5 月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ベトナム政府作成の関連報告書、関連学術論文、日本の外国人労働受入政策関連報告書等を参照し、日越の農業人材還流に関する現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力(日越大学教育・研究・運営能力向上プロジェクト等の教育分野の協力を含む)の概要を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部及びベトナム事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を検討・整理する。
- ③ ワークプラン案(和文・英文)を作成し JICA 経済開発部及びベトナム事務所に共有する。

(2) 第 1 次現地業務 (2025 年 6 月中旬～2025 年 6 月下旬頃)

- ① ワークプランの提出
  - ・ 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、C/P 機関にワークプランを提出し承認を得る。
- ② 情報収集と関係構築
  - ・ VNUA 及び農業環境省等の関連部局からベトナム農業人材育成に関する情報収集を行い、特に農業人材育成に関する政策、その実施状況及び課題を把握する。
  - ・ VNUA に対し日本の外国人労働受入政策に係る最新情報を共有する。
  - ・ JICA 等がベトナムで実施している農業や人材育成に関するプロジェクトに関する情報収集及び整理を行い、連携可能性を検討する。
  - ・ VNUA での現行の農業・食品分野の技能実習生に対する派遣前教育や帰国後フォローアップの現状を把握する。
  - ・ 農業・食品分野の技能実習生として日本で農業に携わった帰国者に関する情報収集を行い、起業支援を含む農業・食品分野での活用可能性を検討する。

(3) 第 2 次以降の現地業務 (2025 年 8 月上旬～2027 年 4 月)

第 1 次を含む現地業務は計 10 回程度、各 12～15 日間程度(合計 150 日)で、ベトナムにおける現地業務と日本における整理業務を交互に実施すること

を想定している。最終的な現地業務実施時期、渡航回数及び各渡航における滞在日数は、本業務従事者と JICA 経済開発部、JICA ベトナム事務所で相談の上決定する。

#### ①活動方針の検討

・第1次現地調査等を通し、成果1、2を念頭に、VNUAの農業人材送り出し機関としての能力強化に必要な活動を検討し、VNUAに提案する。

#### ②活動の実施

・上記①を元に、VNUAや日本側受入れ機関と連携してVNUAの農業・食品に関する技能実習生に対する指導能力強化・派遣前研修カリキュラムの策定・特定技能試験に向けたプログラム策定を行う。

・日本からの帰国者に対する起業支援プログラムをナムディン省、ゲアン省、ドンタップ省をモデル省として実施する。

・VNUAの農業人材送り出しに係るノウハウをベトナム国内で普及する。

・VNUAが設立を進めている3つの研修センター<sup>2</sup>に助言を行う。

### (4) 整理業務 (2025年6月上旬～2027年3月下旬)

整理業務は最大15回、合計145日で、現地業務と交互に整理業務を行うことを想定している。

#### ①本邦関係機関の概要把握と関係構築

・上記(2)を踏まえ、都道府県、JA、農業・食品加工関連技能実習生受入団体、特定技能外国人登録支援機関等と情報共有しながら日本国内のベトナム農業人材受入団体の現状調査を実施する。調査対象先の選定にあたっては、公平性等の点からの配慮が必要となるため、事前にJICAに提案、承認を得た上で、調査を実施すること。

・VNUAの本邦での知名度向上に係る取り組みを支援する。

・ベトナムから来日中の農業・食品分野の技能実習生に関する調査を行う。

#### ②活動方針の検討

・上記①を踏まえ日越間の農業人材還流に係るマッチング促進に向けて、必要な活動を検討し、提案する。

#### ③活動の実施

---

<sup>2</sup> 農業人材開発アドバイザーが派遣当時に農業人材プログラムのパイロット省であったナムディン省・ゲアン省・ドンタップ省の3省で現地教育機関として研修センター設立が進められている。

- ・日本側でベトナムからの農業・食品分野の人材受入に関心を有する受入団体に関しては、農業人材開発アドバイザー（注：専門家報告書参照）の活動における VNUA との連携実績を参酌しつつ、全国における受入に関する情報収集を行う。

- ・情報収集した都道府県の受入状況や受入団体に関し、VNUA や JICA と情報共有を行う。上記を踏まえ、さらに JICA と協議の上、候補先への国内出張により詳しく状況を把握し、マッチングを促進する。

- ・ベトナムから来日中の農業・食品分野の技能実習生に対し、VNUA が本邦にて提供可能なフォローアッププログラムを検討し、VNUA に提案する。

#### (5) 活動状況の報告

- ・月報等を活用して3ヶ月ごとに業務進捗を JICA 及び C/P 機関に報告する。

#### (6) 整理業務（2027年3月中旬～2027年5月下旬）・帰国報告会を実施し、業務結果の報告を行う。

- ・専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

### 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

#### (1) ワークプラン（データ：英文、和文）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載し、JICA 経済開発部、JICA ベトナム事務所、C/P 機関に提出する。

#### (2) 月報（データ：英文、和文）

毎月和文、英文にて作成し、JICA 経済開発部、JICA ベトナム事務所、C/P 機関へ提出する。C/P と協働して作成した各種資料・教材については各月の月報に参考資料として添付し提出する。体裁は電子データで提出する。

#### (3) 専門家業務完了報告書（英文、和文）

2027年5月21日（金）までに、JICA 経済開発部、JICA ベトナム事務所及び C/P 機関に提出する。専門家業務完了報告書には、日越農業人材還流を推進するための

提言を盛り込み、提出する。体裁は電子データで提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

### (2) 一般業務費

本件は、受入機関の情報収集のため国内出張を想定しているため、当該費用として最大11回、1回あたり18万円を上限として見積書に計上して下さい。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、ベトナムの祝日等に留意して提案してください。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舍手配：なし

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳傭上：なし

- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：VNUA 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・ 要請書（写）
  - ・ 案件概要表
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ ベトナム国 農業人材開発アドバイザー報告書（2023年11月）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000051728.pdf>

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相

談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上